

令和 7 年度

第 1 回 富山市福祉有償運送運営協議会資料

令和 7 年 5 月 1 3 日（火）

目 次

1 協議事項

- (1) 富山市福祉有償運送運営協議会におけるガイドライン一部改正（案）
について（運送の対価について）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
- (2) 運送対価の改定について
 - 富山市福祉有償運送 運送対価の改定状況等一覧・・・・・・・・ 3
 - 特定非営利活動法人 しおんの家・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～ 6
 - 特定非営利活動法人 ぴーなっつ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～12
 - 社会福祉法人 海望福祉会・・・・・・・・・・・・・・・・13～15

(1)「富山市福祉有償運送運営協議会におけるガイドライン」の一部改正（案）について

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」が一部改正がされたことに伴い、「富山市福祉有償運送運営協議会におけるガイドライン」の一部を改正するもの。

◆「富山市福祉有償運送運営協議会におけるガイドライン」の一部改正

改正前（現行）	改正後（案）
6. 運送の対価について (1) 対価の基準 ①旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること。 ②合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。 ③当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。 (2) 具体的な基準 ①運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね 1 / 2 の範囲内であること。 ②運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。 ③均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。 ④運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあつては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね 1 / 2 の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。	6. 運送の対価について (1) 対価の基準 (変更なし) (2) 具体的な基準 ①運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約 8 割の範囲内であること。ただし、運営協議会において調った協議結果に基づき約 8 割を超える運送の対価を設定することも可能とする。 ②、③ (変更なし) ④ (削除)

<参考>

◇「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の一部改正
(国自旅第263号 令和5年12月28日)

改正内容
2. 区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について (略) (3) 対価の設定に当たっての考え方 旅客から収受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。 ① 旅客から収受する対価の水準 旅客から収受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ. からニ. に掲げる基準を目安とするものとする。 イ. 運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割（<u>地方運輸局及び沖縄総合事務局において、インターネットその他の適切な方法により、当該地域の運送の対価を公表するものとする。</u>）であること。<u>ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。</u> ロ. 運送の対価以外の対価にあつては、実費の範囲内であること。 ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。 二. 交通空白地有償運送に係る対価を定める場合であつて、上記イ. からハ. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

(2) 運送対価の改定について

富山市福祉有償運送 運送対価の改定状況等一覧

1 運送対価の改定状況

事業所名	運送対価 【改定案】			運送対価 【現行】		
	距離	時間	その他	距離	時間	その他
特定非営利活動法人 自立生活支援センター富山	【 同 右 】 今回は改定しない			40円/km	850円/60分 60分以降 145円/10分	—
特定非営利活動法人 しおんの家	70円/km	750円/30分	—	50円/km	600円/30分	—
特定非営利活動法人 びーなっつ	(1)外出支援等 80円/km (2)福祉有償のみ 80円/km	(1)外出支援等 500円/30分 30分以降 250円/15分 (2)福祉有償のみ 1,000円/30分 30分以降 500円/15分	<迎車> (1)外出支援等 なし (2)福祉有償のみ びーなっつより 3km以内無料 10km以内500円 10km超1,000円	70円/km	500円/30分 30分以降 250円/15分	—
社会福祉法人 海望福祉会 花みずき移動サービス	1kmまで 450円 以降340円/km	目的地で 待機の場合 5分まで無料 10分まで240円 20分まで560円 以降560円/10分	<送迎> 送迎回数1両毎 に80円	1kmまで 200円 以降190円/km	目的地で 同行待機の場合 5分まで150円 10分まで300円 以降300円/10分	<送迎> 送迎回数1両毎 に50円

2 旅客(会員)の状況等

【令和7年3月31日現在】

事業所名	旅客(会員)の状況					R6年度 運行実績		自動車所有台数					運転者数					
	要 介 護	障 害	療 育	精 神	計	回 数	距 離 (km)	車 イス	車 イス (軽)	回 転 シ ート 車	セ ダン 等	計	大 二	普 二	大 型	中 型	普 通	計
特定非営利活動法人 自立生活支援センター富山	0	29	2	1	32	5	171	0	1	0	0	1	0	0	0	0	5	5
特定非営利活動法人 しおんの家	25	6	1	2	34	64	817	1	1	1	1	4	0	0	0	37	4	41
特定非営利活動法人 びーなっつ	2	167	48	5	222	2,453	25,881	6	1	0	0	7	0	1	1	12	2	16
社会福祉法人 海望福祉会 花みずき移動サービス	17	0	0	0	17	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3	3

(宛先) 富山市

住 所 富山市水橋辻ヶ堂 777
 名 称 特定非営利活動法人しおんの家
 代表者の氏名 理事長 山田 和子

福祉有償運送に係る旅客から収受する対価の変更について

このたび、福祉有償運送に係る旅客から収受する対価の変更を行いたいので、道路運送法第79条の8及び同法施行規則第51条の15の規定に基づき、運営協議会で協議していただきますよう、下記のとおり申請します。

記

1. 住所、名称、代表者の氏名

住 所 富山市水橋辻ヶ堂 777
 名 称 特定非営利活動法人しおんの家
 代表者の氏名 理事長 山田 和子

2. 登録番号

北富福 第6号

3. 変更しようとする事項

(1) 旅客から収受する対価

新	旧
1. 運送の対価 (距離制) 70 円/km (時間制) 750 円/30 分 2. 適用方法 (1)距離制による場合は、しおんの家の事務所から、運送が終了し、しおんの家の事務所に戻るまでの走行距離により算出する。 (2)時間制による場合は、しおんの家の事務所から、運送が終了し、しおんの家の事務所に戻るまでに要した時間により算出する。 (3)運送の対価は、距離制と時間制を併用することとし、上記(1)(2)で算出した金額を併算する。	1. 運送の対価 (距離制) 50 円/km (時間制) 600 円/30 分 2. 適用方法 (1)距離制による場合は、しおんの家の事務所から、運送が終了し、しおんの家の事務所に戻るまでの走行距離により算出する。 (2)時間制による場合は、しおんの家の事務所から、運送が終了し、しおんの家の事務所に戻るまでに要した時間により算出する。 (3)運送の対価は、距離制と時間制を併用することとし、上記(1)(2)で算出した金額を併算する。

4. 変更予定期日

令和7年6月1日

5. 利用者への周知方法

文書にてお知らせする。

(2) 運送対価の改定について

ア. 申請内容

- ・前ページの申請書のとおり

イ. 対価の算出方法

【①対価改定理由】

- ・物価と人件費高騰のため

【②対価改定履歴】

	日 付	距離制 (k m)	時間制 (3 0 分)
1	2020 (令和 2) 年 3 月 1 日 (変更) ※消費税率変更に伴う変更	4 1 円	4 2 0 円
2	2023 (令和 5) 年 10 月 1 日 (変更) ※物価高騰に伴う変更	5 0 円	6 0 0 円
3	2025 (令和 7) 年 6 月 1 日 (予定) ※物価と人件費高騰に伴う変更	7 0 円	7 5 0 円

【③対価算出方法】

- ・距離制：2023 (令和 5) 年度、ガソリン単価は 164～181 円/ℓで推移、年度末 171 円
2024 (令和 6) 年度 1 月中旬迄、168～180 円/ℓで推移、2 月現在 180 円/ℓ
ガソリン代単価の上昇に加え、車両の維持費の上昇もあり、支出が増えている。
そのため、現行対価に約 140%を乗じて算出

$$50 \text{ 円} \times 1.4 = 70 \rightarrow \underline{70 \text{ 円}}$$

- ・時間制：物価高騰により人件費その他の経費も上昇しており、支出が増えている。
現行対価に約 125%を乗じて算出

$$600 \text{ 円} \times 1.25 = 750 \rightarrow \underline{750 \text{ 円}}$$

ウ. 富山市福祉有償運送運営協議会における

ガイドライン改正 (案) の規定による運送対価の要件

【④要件】

6 (1) 対価の基準

- ①旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること。
- ②合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- ③当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。

6 (2) 具体的な基準

- ①当該地域に適用されるタクシー運賃の約 8 割の範囲内であること。
- ②運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

【⑤富山交通圏におけるタクシー料金】

(普通車・上限運賃)

初乗運賃	1.03km まで	600 円
加算運賃	223m までごとに	100 円
時間制運賃	30 分までごとに	3,950 円
迎車回数料金	1 車 1 回ごとに	100 円

【⑥タクシー料金との比較】

距離	5km	10km	15km
タクシー料金の 8 割	1,980 円	3,770 円	5,560 円
現行料金	850 円	1,100 円	1,350 円
新料金	1,100 円	1,450 円	1,800 円

令和7年4月1日

(宛先) 富山市長

住 所 富山市蜷川 1-3
名 称 特定非営利活動法人ぴーなっつ
代表者の氏名 安井夏来

福祉有償運送に係る旅客から収受する対価の変更について

このたび、福祉有償運送に係る旅客から収受する対価の変更を行いたいので、道路運送法第79条の8及び同法施行規則第51条の15の規定に基づき、運営協議会で協議していただきますよう、下記のとおり申請します。

記

1. 住所、名称、代表者の氏名
住 所 富山市蜷川 1-3
名 称 特定非営利活動法人ぴーなっつ
代表者の氏名 安井夏来

2. 登録番号 北富福第 10 号

3. 変更しようとする事項

(1) 旅客から収受する対価

新	旧
1. 運送の対価 (1)外出支援等(移動支援・同行援護・行動援護等) (距離制) 80 円/km (時間制) 500 円/30 分 30 分以降 250 円/15 分 (2)福祉有償運送のみ (距離制) 80 円/km (時間制) 1000 円/30 分 30 分以降 500 円/15 分 (迎車料金) ぴーなっつより3km 以内 無料 ぴーなっつより3～10km 以内 500 円 ぴーなっつより 10km 超 1000 円 2. 適用方法 距離と時間、迎車料金の併用	1. 運送の対価 (距離制) 70 円/km (時間制) 500 円/30 分 30 分以降 250 円/15 分 2. 適用方法 距離と時間の併用

※外出支援等(移動支援・同行援護・行動援護等)との併用の場合の時間料金は、今まで通りの対価とし、迎車料金も徴収しない。福祉有償運送のみの利用の場合のみ、時間の新対価、迎車料金を適用する。

4. 変更予定期日
令和7年7月1日

5. 利用者への周知方法
機関誌「すぷらうと」で周知、また視覚障害者でメール等を使用できない会員については、個別に電話で伝える

(2) 運送対価の改定について

ア. 申請内容

- ・前ページの申請書のとおり

イ. 対価の算出方法

【①対価改定理由】

- ・最低賃金が上がり、ガソリン代や車両購入費等全てが値上げしている中、今まで通りのサービス提供を行うには赤字が嵩み、このままではサービス自体の継続も難しい。もともと外出支援の一環として行っており、外出支援との組み合わせで利用していただくことで社会参加を促すために行なってきた。透析患者等、送迎のみの方もおられるなか、福祉有償運送の現在の単価のままサービスを提供することが難しくなってきたため。

【②対価改定履歴】

	日 付	距離制 (km)	時間制 (30分)
1	現行の運送対価 (改定履歴なし)	70 円	500 円 30 分以降 250 円/15 分

【③対価算出方法】

- ・距離制：利用者さんが乗車している時間のみカウント。
小数点以下は切り捨て（各車のメーターでカウントする）で、80 円/km 計算する
- ・時間制：利用者さんが乗車している時間のみカウント。
 - 福祉有償運送のみの利用の場合
1000 円/30 分 それ移行 15 分ごとに 500 円をカウント
 - 外出支援等のサービスを併用する場合
500 円/30 分 それ移行 15 分ごとに 250 円をカウント
- ・迎車料金：福祉有償運送のみ利用の場合のみ適用
 - ぴーなつつより 3 km 以内 無料
 - ぴーなつつより 3 ～10km 以内 500 円
 - ぴーなつつより 10km 超 1000 円

ウ. 富山市福祉有償運送運営協議会における

ガイドライン改正（案）の規定による運送対価の要件

【④要件】

6 (1) 対価の基準

- ①旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること。
- ②合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- ③当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。

6 (2) 具体的な基準

- ①当該地域に適用されるタクシー運賃の約 8 割の範囲内であること。
- ②運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

【⑤富山交通圏におけるタクシー料金】

(普通車・上限運賃)

初乗運賃	1.03km まで	600 円
加算運賃	223m までごとに	100 円
時間制運賃	30 分までごとに	3,950 円
迎車回数料金	1 車 1 回ごとに	100 円

【⑥タクシー料金との比較】

距離	5km	10km	15km
タクシー料金の 8 割	1,980 円	3,770 円	5,560 円
現行料金	850 円	1,200 円	1,550 円
新料金 (外出支援)	900 円	1,300 円	1,700 円
新料金 (福祉有償運送)	1,900 円	2,300 円	3,200 円

○時間制について

外出支援（同行援護・移動支援等）を併用する場合と、福祉有償運送のみの利用の場合、時間制の料金を変える理由として、1回の支援での経費と収入を考えると、福祉有償運送単独の場合の負担が増してきたため料金体制の変更を考えた。

外出支援等を併用する場合、**表1**のように収入がある。

ぴーなっつは外出支援を柱に活動しており、基本的に外出支援を利用するときに、車社会である富山市において車での移動は欠かせないものであり、また公共交通機関を利用するのに困難な利用者を対象としているため、福祉有償運送を利用することはごく自然な流れとして、また必要不可欠なものと考えている。そのため、外出支援との併用を念頭に置き福祉有償運送を行ってきたが、送迎のみの問い合わせも多い中、基本的には送迎のみの場合はタクシー等の利用をお願いしているが様々な理由で利用できない方は送迎のみで受けざるを得ない状況がある。

使用例1

毎週水曜日夕方 同行援護を利用して買い物をされる会員 A さん
職場に福祉有償運送で迎えに行く

スーパー、ドラッグストアなど毎回2～4箇所くらい周り、自宅に帰る。毎回行く場所は違うが、同行援護2.5時間利用し、福祉有償運送は5km・30分以内の利用になる。

その場合、ぴーなっつとしては

同行援護2.5時間（5,762円）＋福祉有償運送（70円×5km＋500円/30分）と
合計6,612円の収入になる（処遇改善等は今回の計算には含んでいない）

送迎時間を含め、毎回3時間程度の利用をしている。

ぴーなっつの人件費（バイトで計算）の平均が1000円。福祉有償運送を利用する場合、ぴーなっつで車を乗り換えて帰ってくるまでをバイト料金に含むため、賃金としての支払いは3000円程度（他交通費や処遇改善手当等有り）となる。

使用例2

毎週火木土に透析に通う会員 B さん

6:45 と 12:25 に利用している

福祉有償運送のみの利用（帰宅時に買い物で同行援護を利用することもある）

福祉有償運送 3km、30分以内の利用となるので、

70円×3km＋500円/30分 710円の利用料金となる

ぴーなっつの人件費（バイトで計算）の平均が1000円。福祉有償運送を利用する場合、ぴーなっつで車を乗り換えて帰ってくるまでをバイト料金に含むため、賃金としての支払いは1500円程度（他交通費や処遇改善手当等有り）となる。

事例2つを比較してみても分かる通り、福祉有償運送だけでは法人にとって大きな赤字事業となっている。そのため、人件費として時間制の料金の棲み分けを行いたいと考えている。

もちろん、福祉サービスを利用しているも運転部分は赤字であることには変わりはないが、過去に値上げをするたびに外出控えをする利用者は多く、そのことを鑑みて、ぴーなっつのサービス事業としてある福祉有償運送を始めた時の思いを忘れずに団体が続けていける最低限の収入を得て今後もやっていきたいと思っている。また、ぴーなっつの運転手は、全員介護福祉士等の資格を所持しており、福祉サービスとの併用ができるよう資格取得も積極的に行っている。

○迎車料金について

他団体では車庫から車庫の料金で計算をしている中、ぴーなっつは今まで「利用者が実際に車に乗っている時間」のみでカウントしていた。ぴーなっつの利用会員は富山市のみならず、県内の多くの市町村におられる。その多くは福祉サービスとの併用だが、中には送迎だけを望む方もおられる。

居宅支援等は、支援に入った時間のみが勤務時間なのに対し、福祉有償運送の場合は、車を取りに来た時間から返しに来た時間までを勤務時間と算定しているため、福祉有償運送の料金だけでは賃金が出ないどころか、走れば走るほど赤字になるという状況が続いていた。それでも、必要なサービスだと頑張ってきたが、ぴーなっつを立ち上げてから10年の間に最低賃金も200円以上上がる中、福祉サービスの単価はほぼ変わらず、処遇改善手当などもできたが、その事務は煩雑で事務員の増員などを余儀なくされ、経営の苦しさは年々上がってきている。ガソリンの高騰、車両本体の高騰など賃金以外でも運営は圧迫されるようになったため、せめて人件費だけでもカバーできるよう迎車料金を設けることとした。

先ほどの利用例2を新対価に当てはめてみると

- ・ガソリン代 80円×3km
- ・時間料金 1000円/30分
- ・迎車料金 500円（自宅がぴーなっつから4kmのため）

で、合計1,740円となり、運転手の賃金はギリギリ捻出することができる。

○ガソリン代について

ぴーなっつが活動をスタートさせた2015年はレギュラーガソリン価格の平均が120～130円台だったのに対し、現在は高騰が続き、170円～180円台になっているため、今後継続してサービスを提供するために10円値上げをすることとした。

表1

算定時間	同行援護	移動支援		行動援護
		身体あり	身体なし	
0.5	1,944	2,660	1,090	2,932
1	3,176	4,209	2,066	4,449
1.5	4,438	6,122	2,888	6,301
2	5,100	6,985	3,616	7,757
2.5	5,762	7,847	4,344	9,213
3	6,434	8,722	5,071	10,658
3.5	7,095	9,584	5,799	12,124
4	7,767	10,444	6,526	13,580
4.5	8,439	11,304	7,253	15,056
5	9,111	12,164	7,980	16,522
5.5	9,783	13,024	8,707	17,958
6	10,455	13,884	9,434	19,383
6.5	11,127	14,744	10,161	20,828
7	11,799	15,604	10,888	22,315
7.5	12,471	16,464	11,615	23,821
8	13,142	17,324	12,342	25,297

令和7年4月1日

(宛先) 富山市長 殿

住 所 富山県魚津市仏田 3468 番地
名 称 社会福祉法人海望福祉会
代表者の氏名 理事長 大崎 利明

福祉有償運送に係る旅客から収受する対価の変更について

このたび、福祉有償運送に係る旅客から収受する対価の変更を行いたいので、道路運送法第79条の8及び同法施行規則第51条の15の規定に基づき、運営協議会で協議していただきますよう、下記のとおり申請します。

記

1. 住所、名称、代表者の氏名

住 所 富山県魚津市仏田 3468 番地
名 称 社会福祉法人海望福祉会
代表者の氏名 理事長 大崎 利明

2. 登録番号

富山市福 第1号

3. 変更しようとする事項

(1) 旅客から収受する対価

新	旧
1. 運送の対価 (距離制) 450 円/km 1km 超えるごと 340 円加算 (時間制) 5 分まで無料、5～10 分 240 円 10～20 分 560 円、以降 560 円/10 分 (その他) 送迎回数 1 両ごと 80 円	1. 運送の対価 (距離制) 200 円/km 1km 超えるごと 190 円加算 (時間制) 5 分まで 150 円、5～10 分 300 円 以降 300 円/10 分 (その他) 送迎回数 1 両ごと 50 円
2. 適用方法 (距離制) 花みずき移動サービスの事務所から 運送が終了し、花みずき移動サービスの事務 所に戻るまでの走行距離により算出 (時間制) 待機に要した時間で算出 運送の対価は、距離制と時間制を併用する こととし、上記で算出した金額を併算する	2. 適用方法 (距離制) 花みずき移動サービスの事務所から 運送が終了し、花みずき移動サービスの事務 所に戻るまでの走行距離により算出 (時間制) 待機に要した時間で算出 運送の対価は、距離制と時間制を併用する こととし、上記で算出した金額を併算する

4. 変更予定期日

令和7年10月1日

5. 利用者への周知方法

掲示および書面にて案内

(2) 運送対価の改定について

ア. 申請内容

- ・前ページの申請書のとおり

イ. 対価の算出方法

【①対価改定理由】

- ・道路運送法の一部改正に伴い、運送の対価を富山市のタクシーの上限運賃の約8割に変更となったため

【②対価改定履歴】

	日 付	距離制 (k m)	時間制 (10 分)	その他
1	現行の運送対価 (改定履歴なし)	200 円 1 k m 超えるごと 190 円加算	目的地で同行待機の場合 5 分まで 150 円 10 分まで 300 円 以降 300 円/10 分	送迎回数 1 両ごと 50 円
2	令和 7 年 10 月 1 日 予定	450 円 1 k m 超えるごと 340 円加算	目的地で待機の場合 5 分まで無料 10 分まで 240 円 20 分まで 560 円 以降 560 円/10 分	送迎回数 1 両ごと 80 円

【③対価算出方法】

- ・距離制： 運賃
北陸信越運輸局（令和 6 年 2 月 13 日公表）の
「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安」より
初乗運賃 1km 450 円 加算運賃 1km ごと 340 円加算
- ・時間制： 待機料金
富山県タクシー協会ホームページより
待料金「1 分 20 秒までごとに 100 円」の 80%を根拠に算出
5 分まで無料： タクシーに準ずる
5～10 分まで： 240 円 (3.99 分 300 円×80%)
10～20 分まで： 560 円 (9.31 分 700 円×80% ①)
20～30 分まで： 1,120 円 (18.62 分 1,400 円×80% ②)
以降 560 円加算：②－①＝560 円
- ・その他： 迎車料金 80 円
迎車回数料金「1 車 1 回ごとに 100 円」の 80%を根拠に算出

ウ. 富山市福祉有償運送運営協議会における
ガイドライン改正（案）の規定による運送対価の要件

【④要件】

6（１）対価の基準

- ①旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること。
- ②合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- ③当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。

6（２）具体的な基準

- ①当該地域に適用されるタクシー運賃の約８割の範囲内であること。
- ②運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

【⑤富山交通圏におけるタクシー料金】

（普通車・上限運賃）

初乗運賃	1.03km まで	600 円
加算運賃	223m までごとに	100 円
時間制運賃	30 分までごとに	3,950 円
迎車回数料金	1 車 1 回ごとに	100 円
待機料金	1 分 20 秒までごとに	100 円

【⑥タクシー料金との比較】

距離	5km	10km	15km
タクシー料金の８割	1,980 円	3,770 円	5,560 円
現行料金	1,010 円	1,960 円	2,910 円
新料金	1,890 円	3,590 円	5,290 円

※待機料金は含んでいない。